

18	生活文化局	東京都消費生活基本計画の改定
事業概要	<p>消費者が直面する様々な課題を解決し、都民の消費生活の安定と向上を図るため、都の消費生活に関する様々な施策・事業を「消費者の視点」に立って、計画的、総合的に推進していくための基本指針として、東京都消費生活基本計画を策定している。</p> <p>現在の計画は平成29年度で終了するため、平成30年度からの次期計画の改定作業を進めている。</p>	
これまでの経過	<p>○ 平成25年3月「東京都消費生活基本計画」を改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画期間 平成25年度から平成29年度まで ・計画の体系と重点施策 <p>消費生活に関わる様々な局面で行政が達成すべき「政策課題」を設定し、それぞれの政策課題ごとに取組の方向性を定めるとともに、その中で、今後5年間で重点的に取り組むべきものを重点施策としている。</p> <p>重点施策1 高齢者・若者等を狙う悪質事業者の取締りと市場からの排除 重点施策2 ライフステージに応じた消費者教育の推進 重点施策3 消費生活に関連する情報の戦略的な収集と発信 重点施策4 東京都消費生活総合センターの機能の充実</p> <p>政策課題1 消費者被害の防止と救済 政策課題2 悪質事業者の市場からの排除と取引の適正化 政策課題3 商品やサービスの安全・安心の確保 政策課題4 「自ら考え行動する」消費者になるための支援 政策課題5 消費者団体・事業者団体や区市町村等との連携強化</p> <p>○ 平成25年8月「東京都消費者教育推進計画」を策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画期間 平成25年度から平成29年度まで ・計画の位置付けと取組の方向性 <p>都の消費者教育を体系的に推進していくため、消費者教育推進法と国が定める「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を踏まえて策定し、東京都消費生活基本計画の一部として位置付け、2つの方向性で体系的な消費者教育を推進している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 効果的な消費者教育の展開に向けた取組 2 ライフステージごとの取組 <p>○ 平成28年5月に「東京都消費生活基本計画及び東京都消費者教育推進計画の改定について」を第24次東京都消費生活対策審議会へ諮問。検討部会、東京都消費者教育推進協議会の2つの部会を設置して検討し、平成29年2月に答申を得た。</p> <p>※ 東京都消費生活条例第45条に基づき、基本計画の策定又は変更をしようとするときは、知事の附属機関である東京都消費生活対策審議会に諮問しなければならない。</p>	

現在の進行状況	<p>平成 29 年度の状況（平成 29 年 9 月 30 日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都消費生活対策審議会の答申を踏まえ、平成 30 年度からの次期計画の改定作業を進めている。 ※ 平成 29 年度の東京都消費生活対策審議会の開催実績 総会 1 回 	
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 29 年度中に計画を改定する。 	
問い合わせ先	生活文化局 消費生活部 企画調整課	電話 03-5388-3059